

大綱1 サマータイム導入と学校のエアコン導入について

質問1 サマータイム導入について

再質問① サマータイムの導入について知事自身は積極派か、慎重派かについて

質問2 県立学校のエアコン導入について

再質問② エアコン導入の必要性に対する知事自身の考えについて

質問3 学校のエアコン設置のための国の動きと今後の政府への働きかけについて

再質問③ 整備計画の基本的な考え方について

再質問④ 財源がクリアできた場合の特別支援学校の整備期間の見込みについて

大綱2 幼児教育と特別支援教育の振興について

質問1 宮城型18年教育の学校体系の重厚な構築について

質問2 幼児教育の質の向上のための情報共有や連携強化を図る連絡会議の設置について

再質問① 現場主体の連絡会議の設置について

質問3 宮城県幼児教育支援センターの設置について

再質問② 幼児教育センターについて

質問4 県総合教育センターの発達支援相談体制の拡充について

質問5 幼稚園、高等学校における特別支援教育の研修の実施状況と今後の方向性について

質問6 乳幼児期から高等学校までの特別支援教育体制の連携・接続強化について

質問7 今後の高等学校の通級における指導体制の方向性と中学校における現在の進路指導について

質問8 仙台南部地区特別支援学校について

再質問③ 南部地区秋保特別支援学校の整備期間について

再質問④ 宮城大学開校時の手法導入について

質問9 聴覚支援学校の建て替えを含めた教育環境整備の検討状況及び水泳プール改築工事について

再質問⑤ 現在プール整備をしていない小・中の支援学校について

再質問⑥ プール設置がされていない6校の基本的な考えについて

再質問⑦ 基本構想を含めた聴覚支援学校について

大綱3 みやぎこども育英基金と交通遺児等教育手当について

質問1 東日本大震災みやぎこども育英基金の現在高等について

質問2 奨学金給付事業の今後のスキームと遡及措置の検討状況について

質問3 交通遺児等教育手当の制度拡充について

【前段】

9月20日自由民主党総裁選挙が行われ、安倍晋三首相が3選を果たし、新たなる3年の任期を迎えることになりました。現在の不安定な国際情勢の中で、日本の確かなプレゼンスを維持するためにも安定した政権の継続が望ましい状況にあります。

また、本県にとっては、震災復興総仕上げの発展期を迎え、国の継続的な支援がまだまだ必要とされる中で、今後も根気強く国との折衝を続けていかなければならない状況にもありますので、これまで築き上げてきた国との強いパイプが継続される点でも望ましいものと考えます。

現在我が国では、組織運営におけるガバナンスのあり方、その難しさをあらわすニュースが財務省の文書改ざんや障害者雇用の水増し、さまざまなスポーツ協会での組織運営問題などが毎日のように報道されております。一連の報道で問題とされるのは、組織の結論ありきで、その後の対応が後手後手につつま合わせのように進められ、一般社会では理解できないような、脆弱な姿を見せているところにあります。昨年来からの一連の報道により、「そんなく」という言葉はもはや日本語として良い意味と理解されることはありません。

地方行政にあって、国の方針、支えは必要不可欠なものであります。現在頻繁に各地で起こっている災害に対する国からのプッシュ型支援は、国の力強いリーダーシップが発揮されているものとして、被災された地域にとっては大変力強い大きな支えとなっております。

しかし、サマータイム導入のような議論はさまざまな社会のシステムが時間により精密に管理されている中で、その対応には相当なコストと労力が発生しますし、地方創生のこの時代にあって、国からの価値観を地方に一律に押しつけたものとして慎重な議論を求めたいと考えます。

国と地方のあり方はこの議場のあり方に通じるものがあります。村井県政の力強い推進力が宮城県各地域の大きな支えとなるためには、県一丸となって強く推し進めるものと、その地域の実情に合わせ丁寧な議論を持って進めるものの両面があります。

本議場で是々非々の立場で議論を行うためにも、地域や現場の確かな声を届ける議員として職責の重さを改めて感じているところでございます。

誤解を恐れずに申し上げれば物言う知事の村井県政に物言う議員の宮城県議会あり、物言う姿勢を変えない構えで自由闊達な議論を行う組織であることこそ、今日本中に求められている組織ガバナンスのあり方に対する答えであり、そんな宮城県議会の姿を広く県民に示してまいりたいと考えております。

これより行うみずからの質疑や地域や現場を知る立場としての声を届け、宮城県政の力強い推進力、その一翼となる議論をすることを旨とし、以降大綱3点についてお伺いしてまいります。

【大綱1 サマータイム導入と学校のエアコン導入について】

質問1 サマータイム導入について

東京オリンピック・パラリンピックに向けたサマータイム導入の議論は、国からの一律的な押し付けのような感じを受け止めているのは私だけではないと感じているところであり、より慎重な議論を求めていきたいと思いますが、知事の御所見をお伺いいたします。

答弁1（村井嘉浩知事）

サマータイムについては、東京オリンピック・パラリンピックの猛暑対策として効果があるとされる一方で、国民生活や経済活動等に大きな影響を生じさせるおそれから、現状では導入困難との意見があると承知しております。

このため、その導入につきましては国からの一方的な押しつけと受けとめられないよう、国民の間で十分な議論がおこなわれ大局的な観点からその是非が判断されるべきものであると考えております。

再質問① サマータイムの導入について知事自身は積極派か、慎重派かについて

自党内の研究会の初会合のときに、国民生活の影響の大きさやデメリットの意見が続出して、サマータイムの導入に対しては、慎重な意見が多くありました。

私自身も難しいテーマなので慎重に考えていきたいと思っておりますが、知事自身は積極派か、あるいは慎重派をお聞かせください。

再質問答弁1（村井嘉浩知事）

どっちかと言われたら慎重派でございます。

大きな大会ではありますけれども、そのために全てをサマータイムに切りかえていくというのは、やや無理があるのではないかという気がいたします。

競技をはやめるのであれば、時間をはやめればいいわけで、その時間に合わせてボランティアの皆さん、また、応援に行く皆さんが行動するとか、列車の時間をその分ちよっと変えてもらうとか、そういう御協力をいただければ、あとは列車やバスなどの公共交通機関の体制を状況に合わせて整備すれば、それほど無理なことではないと思っております。

質問2 県立学校のエアコンの導入について

県としての現状における検討状況と、そこから出ている課題などを県立特別支援学校、県立高等学校に分け、エアコン整備初期投資とランニングコストの概算金額も含めて示してください。

その上での県立学校県立学校エアコン導入に向けた知事の御所見をお伺いいたします。

答弁 2（村井嘉浩知事）

県立学校の空調設備については、保健室のほか、図書室や音楽室、コンピューター室などの特別教室、職員室や事務室等用途ごとに優先順位に従って整備を進めてまいりました。

これに加えまして、特別支援学校では、体温調整が困難な児童生徒が在籍する教室や寄宿舎の全ての居室等にも設置しております。

現在、空調設備のない県立高校の普通教室への設置費用は約5.6億円、維持管理費は年間約2億円、特別支援学校では設置費用は約1.4億円、維持管理費は年間約5,400万円と見込んでおり、一律に空調設備を整備するには多額の予算が必要であるため財政的に困難であると考えております。

このような状況ではありますが、さまざまな障害を持つ児童生徒が学んでいる特別支援学校の普通教室については、国の補助の動向を見ながらできるだけ早く整備を進めてまいりたいと考えております。

再質問② エアコン導入の必要性に対する知事自身の考えについて

県立学校支援学校と高等学校が対象となると思いますが、エアコン導入に関して、国の財源的な動向が見えづらい中で、その財源確保の問題について指摘をさせていただきました。

小・中学校の整備の際には、仙台市をはじめとする自治体はその財源に関して、見えてからの判断と答弁されましたが、知事自身は導入の必要性に関してどのようにお考えになっているのかお聞かせください。

再質問答弁 2（村井嘉浩知事）

今年のような特に暑い日があるときもありますので、エアコンはあるに越したことはないと思いますが、当然財政的な問題もございますので、先ほど答弁いたしましたとおり、優先順位をつけていくということが重要だろうと考えております。

まずは、体温調整等が難しい子供たちが行っております特別支援学校、こういったところを最優先でやっていくこと、また、学校においても、特別教室や職員室、事務室などは優先的に入れていくように考えております。

今、加美農と宮農で寄宿舎を設けているのですが、女子が入っている寄宿舎の一階でエアコンが入っておらず、この間、窓を開けると外から見えてしまうため、夏場は寝ることができないという問題の指摘がありまして、そのような場所については高校生以上であっても優先的に入れるように今検討しているところでございます。

しかし、全部一律にというのはやはり今の財政状況では難しいということをお理解いただきたいと思っております。

質問 3 学校のエアコン設置のための国の動きと今後の政府への働きかけについて

現段階での学校のエアコン設置のための国の動きと、小中学校以外の補助額の増額と、その対象を含めた今後の政府への働きかけについて知事の御所見をお伺いいたします。

答弁 3（村井嘉浩知事）

文部科学省の来年度予算の概算要求において、耐震化等の促進やエアコン設置に係る補助金を含めた公立学校施設整備費は、今年度当初予算より1,750億円増の2,432億円、私立学校施設整備費は431億円増の533億円と公表されております。

また、国は来年夏までのエアコン設置に向けた補正予算案を秋の臨時国会に提出するとの報道もなされております。

県といたしましては、公立・私立を問わずエアコン設置に係る十分な予算の確保が必要と考えており、学校設置者が計画した事業が全て実施できるよう、国に財源の確保と補助単価の引き上げ、更に補助率の引き上げや補助対象範囲の拡大について要望してまいりたいと考えております。

再質問③ 整備計画の基本的な考え方について

平成26年から平成28年にかけて、私が文教警察委員会に所属をさせていただいた時に、加美農と宮農の寄宿舍問題の件はPTA関係者からお話を伺っておりましたので、その整備が終わったというご答弁を伺って安堵いたしました。

確認でございますが、県の整備計画の基本としては、まず特別支援学校を優先的にやっていくという理解でよろしいでしょうか。

再質問答弁 3（村井嘉浩知事）

そういうことでございます。

再質問④ 財源がクリアできた場合の特別支援学校の整備期間の見込みについて

財源問題がクリアできた場合、先ほど出た特別支援学校の整備期間はどれぐらいを見込んでいるのか、エアコン設置をするまでの時期を大体どれぐらい見込んでいるのか、お聞かせ下さい。

再質問答弁 4（高橋仁教育長）

今、知事からも答弁がありましたように、特別支援学校の普通教室へのエアコン設置はできるだけ早くやっていきたいと考えております。

ただ、国の補助メニューがまだはっきりしていないため、来年夏までに全てというのは難しいと考えております。

いずれにせよ、できるだけ早い段階で全ての教室に完備できるよう努力してまいります。

【大綱2 幼児教育と特別支援学校教育の振興について】

質問1 宮城型18年教育の学校体系の重厚な構築について

政府は、来年10月から3歳から5歳児までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園などの費用無償化し、ゼロ歳から2歳児についても、住民税非課税世帯を対象として無償化を進める方針を固めました。

幼児教育の充実と更なる振興に向けた取り組みを進めていただきたいと思います。

昨年6月定例会一般質問でも、幼児教育と学校教育の接続について本県としての課題を議論させていただき、現在でも各種事業を実施しているところではありますが、来年度からの幼児教育無償化の実施を機に、改めて幼、保、小、中、高の連携から接続へ幼児教育を起点とした宮城型18年教育の学校体系の重厚な構築を図るべきだと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

答弁1 (村井嘉浩知事)

県及び県教育委員会では、幼児期を生涯にわたる人格形成の基礎を築く学ぶ土台づくりの時期と捉え、ことし3月に策定した第3期学ぶ土台づくり推進計画に基づき、幼児教育の更なる充実に取り組んでいるところであります。

また、小、中、高等学校の各時期を通じ、我が県教育の柱として位置づけております志教育の展開により、何事にも確かな意欲を持って取り組む人づくりを進めてきております。

学ぶ土台づくりとして取り組む幼児教育と志教育により貫かれる学校教育との接続は大変重要な視点でありますことから、まずは、県教育委員会において幼、保、小の円滑な接続にしっかりと取り組むとともに、各教育機関はもとより、家庭や地域、市町村、企業、民間団体等との連携を強め、県民総がかりで宮城の未来を担う人材を育成してまいりたいと考えております。

質問2 幼児教育の質の向上のための情報共有や連携強化を図る連絡会議の設置について

幼児教育の充実のためには、量の確保と質の向上の両輪が必要であり、量の確保に関しては、これまで待機児童解消のための保育所整備事業等、国や本県においても力を入れ予算措置を講じてきております。

しかしながら、質の向上に関しては、その必要性和重要性は理解しながらも、まだまだ予算措置が乏しいのが現状ではないでしょうか。

幼児教育の現場では、質の向上を図るため教職員の研修の必要性を感じていながらも、仕事が多忙で研修の時間がとれず、また、補欠体制がとれないという保育園や認定こども園の現状、幼稚園も預かり保育の実施により同様に難しくなっているのが実態であります。

こうした中でも、幼稚園、保育園、認定こども園はそれぞれが加盟する団体で研修を実施しておりますが、県教育委員会として、幼児教育にかかわる団体の研修内容の把握ができていないのではという現場の声も頂戴しているところでございます。

そして、本県においては、保育士等の処遇改善につながるキャリアアップ研修を宮城県社会福祉協議会に委託し実施をしているところであり、研修の重要性が増しております。

本県が掲げる第3期学ぶ土台づくり推進計画の重点事項でもある幼児期の教育、保育の質の向上を図るためにも、平成29年度より実施している幼児教育アドバイザー派遣事業から出たさまざまな現場の意見を生かし、未就学児を預かる幼稚園、保育園、認定こども園関係者そして県教育委員会、知事部局が一堂に会し、横串を一本通す必要性を感じております。

幼児教育の質の向上のための情報共有や連携強化を図る連絡会議の設置を求めますが、知事の御所見をお伺いいたします。

答弁2（高橋仁教育長）

県教育委員会では、我が県の幼児教育を牽引していくことを目的に、平成24年度より東北大学の川島隆太教授を座長とする学ぶ土台づくり推進連絡会議を毎年開催しております。

この連絡会議は、県私立幼稚園連合会や県保育協議会などの幼児教育にかかわる団体に加え、市町村及び知事部局などの関係機関や子育て支援に取り組むNPOなどの関係者が一堂に会し、相互理解を深めながら幼児教育をめぐる課題解決に向け、それぞれの主体が果たすべき役割や連携のあり方について意見交換するとともに、各機関、団体が実施する研修について情報共有をしてきたところであります。

今後も連絡会議を通じ、幼児教育に関する実態調査等の分析結果の共有化や、幼児教育アドバイザー派遣事業により把握したさまざまな課題等の解決に向けて、関係者が一体となって幼児教育の質の向上に取り組んでまいります。

再質問① 現場主体の連絡会議の設置について

先ほど申し上げた連絡会議の提案は、県の附属機関の話を伺いたかったのではなく、幼稚園、保育園、認定こども園との連絡会議を現場の担当レベルで設置するよう求めたものです。もう一度御答弁ください。

再質問答弁2（高橋仁教育長）

先ほど答弁申し上げましたが、年に一回の会議でございます。そういったことからすると現場の全ての声をそこで網羅するというのは難しいというのは、我々としても承知しているところでございます。

それとは別に、それぞれの担当で保育園であったり幼稚園であったり、直接出向いていろいろ御意見を伺うことも現在やっているのですが、今御提案のあったような形で現場の声をひろい上げることができる一元的な組織、そういったことについてもセンターの設置とあわせて考えていきたいと思っております。

質問3 宮城県幼児教育支援センターの設置について

幼児教育の現場では、新規採用や離職防止、再就職支援など具体的な喫緊の課題も山積しており、支援体制の整備が急がれます。

第3期学ぶ土台づくり推進計画を進化させ幼児教育を起点とした学校教育体系を構築するために、これまで述べてきた課題解決のためにも各施策推進の核となる宮城県幼児教育支援センターの設置を求めますが、知事の御所見をお伺いいたします。

答弁3（村井嘉浩知事）

県では、県教育委員会とともに策定した第3期学ぶ土台づくり推進計画において、幼児教育の推進に向けた体制づくりを重点事項に位置づけているところであります。

また、ことし6月に示された国の第3期教育振興基本計画において、各地方自治体への幼児教育センターの設置について掲げられていることも踏まえ、7月に開催した私と教育委員による総合教育会議の議題として幼児教育の充実を取り上げ、幼児教育の重要性について再確認するとともに、推進体制の構築に関する検討を進めることについて認識を共有したところであります。

今後国の施策の動向や他県の事例等を参考にしながら、より具体的な推進体制のあり方について県教育委員会と検討を進めてまいります。

再質問② 幼児教育センターについて

幼児教育センターについては、例えば、県総合教育センター内などに、センター機能を設置すべきと考えますが、来年度からの整備体制についてお聞かせください。

再質問答弁1（高橋仁教育長）

来年度からセンターをすぐ立ち上げるというところまではまだ来てないという状況です。

現在、内部でいろいろ勉強を重ねており、できるだけ早い時期に設置していきたいと考えておりますので、もう少しお時間をいただきたいと思います。

質問4 県総合教育センターの発達支援相談体制の拡充について

宮城県総合教育センター内で発達支援教育相談を実施しているところでありますが、その申し込みは年々増加しております。

仙台市の発達相談支援センター（アーチル）と本県の総合教育センターの来所相談の予約が1カ月待ちとの報告を受けました。

現在、県総合教育センター内の発達支援来所相談は2名の体制で行っておりますが、この現状をこのまま放置していくことはできないと考えます。

障害のある子供、保護者への支援の充実を図るため、同センターの発達支援相談体制の拡充を求めますが、御所見をお伺いいたします。

答弁 4（高橋仁教育長）

発達支援相談は、障害及び発達のおくれや偏りがあると思われる幼児・児童・生徒の教育に関する相談であり、その重要性を踏まえ県教育委員会では総合教育センターにおいて、来所相談のほか電話相談、定期巡回相談、要請による訪問相談を実施しております。

これらの相談は、特別支援教育に関する専門性を有する指導主事のほか、非常勤の教育相談専門相談員等を任用して対応しております。

また、県内各県立特別支援学校のセンター的機能を活用し、地域の子供や保護者の相談に応じ、必要な支援を行っているほか、発達障害早期支援事業として市町村と連携し、発達障害の子供の早期の実態把握と支援を行っているところであります。

今後とも、発達支援相談において、迅速で効果的な対応ができる人材を確保するなど相談体制の拡充に努めるとともに、特別支援学校や関係機関と密接に連携を図りながら増加する教育相談へのニーズに対応してまいります。

質問 5 幼稚園、高等学校における特別支援教育の研修の実施状況と今後の方向性について

これまで、県内市町村においては、小中学校における通級による指導への対応や特別支援教育支援員を含めた教職員体制の整備を行ってきており、特に、特別支援学級の新任担当者研修や管理者研修を集中的に実施しておりますが、その前後における幼稚園や高等学校についても、同様に特別支援教育体制の一層の整備を図っていかねばなりません。

幼稚園、小中学校、高等学校の全ての教職員が発達障害に関する知識、技能を身につけられるようにするための施策の強化が必要であります。特に、県所管である幼稚園、高等学校における研修の実施状況と、今後の方向性についてお聞かせください。

答弁 5（高橋仁教育長）

発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への対応は重要な課題の一つであると認識しております。

県教育委員会では、小中学校はもとより、幼稚園や高等学校においても、高い専門性や全ての教員が身につけておくべき知識、技能を習得させるため、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修の中で講義や演習を行っているほか、特別支援教育に関する各種研修を実施しております。

特に、発達障害教育研修会では、私立を含めた幼稚園から高等学校までの各校種の教員を対象に、発達障害のある幼児・児童・生徒に対し多面的、長期的視点で理解を深め、実践上の諸課題の解決を図る研修を実施しているところであります。

更に、幼稚園教諭等を対象とする特別支援教育早期支援研修会や高等学校における特別支援教育研修会においても発達障害の理解や実践に対応しており、今後とも現場のニーズに応じた研修内容の追加や見直しを行いながら、研修の充実に努めてまいります。

質問 6 乳幼児期から高等学校までの特別支援教育体制の連携、接続強化について

世代ごとに県や市町村の所管が異なることから、県と市町村、関係部局ごとの密接な連携が必要であり、県がその先導的役割を発揮し、個別の教育支援計画、指導計画の作成による指導、職業教育、進路指導の充実を目指した特別支援教育体制整備を推進していかねばなりません。

本県の子ども条例の理念にもある乳幼児期を含めた早期から高等学校まで、一貫した特別支援教育体制の整備を構築し、情報共有や連携、接続強化を図っていただきたいと考えますが、御所見をお伺いいたします。

答弁 6（高橋仁教育長）

これまで、県教育委員会では、保健福祉部と連携して広域特別支援連携協議会等を開催し、教育、医療、福祉、労働等関係団体間の情報共有や連携体制の強化を図ってきたところであります。

また、各市町村教育委員会と連携し、幼、小、中、高、特別支援学校の特別支援教育コーディネーター連絡協議会の設置運営を通して連携体制の充実に努めております。

特別な支援が必要な子供たちの将来の自立や社会参加に向けては、子供一人一人の教育的ニーズを把握した上で、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援が必要であり、そのためには、医療、福祉、労働等のさまざまな側面から個別の教育支援計画を作成し、引き継ぎを含めて活用することが特に重要であると認識しております。

こうした認識のもと、今後も保健福祉部との連携をより一層進め、県が先導しながら特別な支援を必要とする子供たちに対する特別支援教育体制の強化に取り組んでまいります。

質問 7 今後の高等学校の通級における指導体制の方向性と中学校における現在の進路指導について

今年度からは、新たに高等学校でも大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業については障害に応じた指導を受けることができる通級での指導が制度化されました。

全国の中学校では、通級による指導を受けている生徒数は年々増加しております。

増加傾向に歯止めがかからない中で、早急な高等学校の通級による指導体制の確立と中学校における進路指導の充実、更に中高の連携強化が急がれます。

今年度からの制度化に対し、実施予定の都道府県は、本県も含め45都道府県、政令指定都市を入れても5都市、現在123名の高等学校における通級による指導の実施予定とする調査報告が示されております。

本県でも手探りの状態の中で始まったばかりであると思いますが、高等学校進学の場合は受験合格が前提となっており、今後の高等学校の通級による指導体制の方向性について、また、中学校における進路指導を現在どのように行っているのかを具体的にお聞かせ下さい。

答弁 7（高橋仁教育長）

今年度から、高校における通級による指導が年間7単位まで認められることになり、県教育委員会では指導の手引を作成し全ての県立高校に配布して、通級による指導が必要となった場合に適切に対応できるよう準備を進めております。

更に、来年度以降については、通級による指導が必要な生徒の状況に応じ、特別支援教育コーディネーターを中心として校内の指導体制を整えるとともに、必要に応じて教員の加配措置や巡回指導等の支援を行っていきたいと考えております。

なお、高校において通級による指導を効果的に進めるためには、中学校段階における進路指導も含めた状況について幅広く把握しておくことが極めて重要であることから、中学校と高校間の一層の情報共有を促してまいります。

質問8 仙台南部地区特別支援学校について

仙台南部地区秋保特別支援学校の新設に関しては、昨年から建設予定周辺の湯元地区町内会連合会、秋保温泉旅館組合、近隣住民の方々へ丁寧な説明を行ってきており、皆様からは新設する特別支援学校への御理解をいただいておりますことに加え、秋保地区の地域活性化や学校施設開放など、早期の開校を望んでいるところでもございます。

現在、旧拓桃医療教育センター及び拓桃支援学校の解体工事を行っており、今定例県議会において大規模事業評価の報告を受けているところであります。

今後のスケジュールとしては、12月から平成31年3月までにプロポーザル方式による設計事業者選定、平成31年4月、5月に設計発注特別指名委員会、平成31年6月から平成33年7月までの2年と4カ月は基本実施設計、平成33年8月から平成35年11月の2年と4カ月間は建築工事、その後の引き渡し準備期間4カ月を経て平成36年4月に開校を予定いたしております。

2年前の平成28年9月本議会において全会一致で可決した請願の趣旨は、仙台市内に知的障害特別支援学校の狭隘解消を早期に求めるものであり、これまでの歩みに対して敬意と感謝を申し上げますが、本県にとっては喫緊の課題であることに対し、開校に至るまでの年月が請願可決から約8年となっておりますと、少々長い印象を持っているのは私一人だけではないと考えます。

障害を持つ児童生徒、そして保護者からの切実な声を真正面から受けとめていただき、今後必要な教育委員会と知事部局との調整や事業手法、発注方法等今一度見直しをかけていただき、1年早い開校に向けたスケジュールの見直しを図るべきだと考えます。

全庁一丸となり県を挙げての底力を発揮するときです。

知事の御英断を求めますが、御所見をお伺いいたします。

答弁8 (高橋仁教育長)

仙台南部地区特別支援学校については、仙台圏域の狭隘化を改善するためにも、できるだけ早く完成したいと考えているところではあります。基本設計、実施設計、建築工事に必要となる期間等の短縮や事業手法及び発注方法の見直しを含めても、現在の計画より開校を1年前倒しすることは困難であると考えております。

なお、先月県行政評価委員会大規模事業評価部会から事業の実施が妥当であるとの答申を受けたことから、今議会に設計候補者を選定するプロポーザル判定委員会の設置に係る補正予算案を計上しているところであります。

今後は平成36年4月の確実な開校に向けて鋭意準備を進めてまいります。

再質問③ 南部地区秋保特別支援学校の整備期間について

南部地区秋保特別支援学校の整備期間について、私も専門家ではありませんが、一般的には基本設計に1年、実施設計に1年、建築2年というのが概ね学校整備に必要とされる期間ではないかと考えております。

もしそうだとすれば、開校を1年前倒しすることも可能ではないかと考えますが、土木部長の答弁を求めます。

再質問答弁3（櫻井雅之土木部長）

我々も一日も早く開校を目指していきたく思っております。今、予算を提案しております設計方式は、プロポーザルの設計者を特定して、それから具体的な設計に入るという方式でありまして、議員御指摘のとおり、設計には約2年2カ月を予定しております。これは規模から考えますと標準的な設計期間であろうと思っております。

例えば、過去に宮城第一高等学校を設計した際には、24カ月、それから南部地区の職業教育拠点校でも22カ月でありました。

本件の場合、いわゆる一般的な学校のほかに職業訓練科も設けておりますので、それらのレイアウトであるとか、取り合いであるとか、こういったところをしっかりと進めていかなければならないと思っております、いずれにいたしましても、少しでも早く工程を進められるよう努めてまいります。

再質問④ 宮城大学開校時の手法導入について

過去の事例を少し調べると、宮城大学での開校までの流れはまさに宮城の底力を見せた手法でした。あの時のような手法を取り入れることはできないですか。

再質問答弁4（櫻井雅之土木部長）

先ほど申し上げたとおり、一日も早く進めてまいりたいと思っておりますし、また設計の内容につきましても教育委員会とも密接に連携しながら進めてまいりたいと思っております。

質問9 聴覚支援学校の建て替えを含めた教育環境整備の検討状況及び水泳プール改築

工事について

仙台市太白区八本松にある県立聴覚支援学校の建て替えを含めた教育環境整備についてもこれまで議論をさせていただきましたが、平成30年3月の第二期県立特別支援学校教育環境整備計画では重要な課題であると認識が示されつつも、県立聴覚支援学校の整備の具体的な方向性は示されておられません。

これまで、今後の児童生徒数の推移や産業構造の変化に伴う卒業後の進路の多様化などを踏まえながら、学校規模や高等部、専攻科の学科のあり方について、改めてこれまで検討してきた基本構想をお示しいただきながら、開校時期を踏まえたスケジュールと当初予算計上の水泳プールの改築工事の完成時期もお聞かせください。

答弁 9（高橋仁教育長）

ことし3月に策定した第二期県立特別支援学校整備計画において、老朽化した特別支援学校の改築等を推進することとしており、建築から約50年が経過した聴覚支援学校についても改築が必要な時期に来ているものと認識しております。

改築を行うに当たっては、現在の社会情勢などを踏まえながら、学校の規模や学科のあり方などについて再整理する必要があることから、学校とともに検討を進めているところであります。

水泳プールの改築工事については既に設計が完了しておりますが、今年度の国の補助採択が見送られたため平成32年度の供用開始を目指し、改めて申請を行ってまいります。

再質問⑤ 現在プール整備をしていない小・中の支援学校について

聴覚支援学校のプールのお話を聞きましたが、採択もれで当初より1年おくれで平成32年ということでした。

これも前の文教委員のときの話ですが、PTAの皆様から、特に小・中学校の子供たちにプール整備が必要だと思っているという話をいただいたことがあります。

現在、プール整備がされていない小・中学校と支援学校をお聞かせ下さい。

再質問答弁 5（高橋仁教育長）

現在、県立の特別支援学校でプールが設置されていない学校は、分校も含めて6校ございます。

再質問⑥ プール設置がされていない6校の基本的な考えについて

その6校の中でも、利府支援学校については、特に命題として議論もここであったと思います。先ほど伺った6校の基本的な考えも含めて改めてお聞かせ下さい。

再質問答弁 6（高橋仁教育長）

先ほど私、分校を含めると申し上げましたが、分校除いて6校ということで訂正をさせていただきます。

この6校でありますけれども、病院内に設置されている西多賀支援学校等は子供たちの状況も含めてプールの使用が難しいということもございます。

そのほかの学校については、近隣の学校等をお借りして、スクールバスで移動しながらプールの授業を行っているところでございます。

再質問⑦ 基本構想を含めた聴覚支援学校について

聴覚支援学校も、すでに3年前から議論していますが、その議論の一端を基本構想も含めて少しでもお示しいただきたいと思います。

また、その時期までは明言できないかもしれませんが、その一端だけでもいいので改めてお聞かせ下さい。

再質問答弁7（高橋仁教育長）

現在検討しておりますのは、まず、学級規模、学校規模をどのぐらいにするのがいいかというのの一つでございます。

それから、もう一つ大きいのは、専攻科のあり方、これについて、今後の動きも見据えながらどういったあり方がふさわしいのか、子供たちの就職、社会的自立のこともありますので、その辺のところを更に検討を詰めている段階でございます。

【大綱3 みやぎこども育英基金と交通遺児等教育手当について】

質問1 東日本大震災みやぎこども育英基金の現在高等について

県議会6月定例会、村上智行議員の一般質問において、東日本大震災で親を失った子供たちに奨学金を支給する東日本大震災みやぎこども育英基金の運用について、村井知事から、給付対象者のニーズの把握や統計のデータの検証を行い、隣県の状況も勘案した上で、給付額の増額を含めた制度の拡充と交通事故等の震災以外の要因により遺児、孤児となった子供たちへの支援の拡充についても、あわせて検討していく旨の答弁をいただきました。

本基金は、平成30年7月31日現在、17,1589件、110億6591万5千円の寄附があり、現在も継続的に寄せいただいております。

これまでの用途については、1,095人の震災遺児、孤児に対する奨学金の給付事業中心に実施し、これまで約17億円が給付されております。

また、平成28年度からは、寄附者に御賛同いただき、震災遺児を養育する里親などへの支援や被災地の子供たちの心のケアに関する事業への拡充を図ってきております。

震災による子供たちに限定した基金であることから、今後新たな対象者がふえることはありません。震災から7年が経過している今、この基金の運用をよりよいあり方を議論すべきときにあると考えます。

まずは現在の基金残額と奨学金給付事業における必要額、平成28年度から用途拡充した事業費の必要額をお聞かせ下さい。

答弁1（村井嘉浩知事）

東日本大震災みやぎこども育英基金については、国内外から寄せられた多くの御厚意のもとに、被災した子供たちのための取り組みに活用しており、昨年度末現在高は約86億円あります。震災で親を亡くした子供たちへの支援金や奨学金の給付に要する額は、現時点で総額約31億円と見込んでおり、これまでに約17億円を給付してまいりました。

また、平成28年度から用途を拡充し、里親に対する支援体制の強化や被災した子供の心のケアに関する取り組みなども実施しており、今年度予算では事業費総額約7億2千万円のうち、基金から約4億7千万円を充当しております。

これら事業の今後の必要額については、国の予算措置状況等も踏まえながら、事業規模などを検討する中で精査してまいりたいと考えております。

質問2 奨学金給付事業の今後のスキームと遡及措置の検討状況について

基金を活用した奨学金給付事業を行っている隣県との比較では、現行の奨学金は未就学児から大学生までを対象に月額金や卒業時の一時金を支給しており、本県の奨学金最大給付額は513万円になっております。岩手県が1,294万円、福島県が1,200万円、その対象者数や寄附金額の違いがあれども大きな開きがあります。

6月の知事答弁にて増額の検討を示されたその後の状況として、奨学金の増額を含めた制度拡充の時期など、本事業の今後のスキームと制度改正に伴う遡及措置を検討しているのかもあわせてお聞かせ下さい。

答弁2（村井嘉浩知事）

震災遺児、孤児に対する奨学金については、震災から7年が経過していることから、遺児、孤児の就学支援という目的によりかなうよう制度の見直しを行うこととし、現在、給付対象者のニーズ調査や就学費用に関する各種統計データの検証を行っているところであります。

これらの結果を踏まえ来年四月からの見直しを念頭に、給付額の増額や大学院生までの対象の拡大などの観点から検討を行ってまいります。

遡及適用については、将来の進路選択を実現できるよう支援するという制度の趣旨、今後の基金活用見込み額や他県の動向等を考慮しながら検討してまいりたいと考えております。

質問3 交通遺児等教育手当の制度拡充について

本県では、本基金と親を失った理由によつての支援格差が生じております。

この支援の格差を解消するためこれまで議会において、本基金の対象を交通遺児などへ支援の対象を広げることや、交通遺児等教育手当の制度改正を求めてまいりました。

交通遺児等教育手当においては、平成26年度、寄附金額が月額支給学総額を超えた場合、超えた範囲内で一時金を支給できる制度を創設し、平成28年度には兄弟姉妹の場合は遺児1人に対して月額1,000円加算であったものを一律3,000円に加え、県の一般財源が固定されていないことから寄附者の願意である一時金の支給につながりにくい仕組みを改善するため、一般財源を固定的に確保するように改め、寄附金が38万8千円を超えた場合、一時金を支給できるように制度改正してきたところでもあります。

この問題を追いつけてきた一人として大変うれしく思っており、関係部局の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

しかしながら、今後、震災遺児、孤児への奨学金制度の拡充が図られれば、これまで少しずつありますが制度改正を積み重ねてきたことから、また支援格差が広がっていくこととなりますので、手当の対象範囲やその支給額も震災遺児、孤児同様にあわせて制度の拡充を求め、御所見をお伺いします。

答弁 3（村井嘉浩知事）

交通事故及び海難事故による遺児等に対する交通遺児等教育手当につきましては、寄附者の方々からの多大な御支援を受け、これまで月額金の増額や一時金制度の創設などの制度改善を行ってまいりました。

しかし、震災遺児、孤児と同様により手厚い支援が必要であるという御意見も寄せられているところであります。

県といたしましては、震災遺児、孤児に対する奨学金制度の見直しとあわせ、交通遺児等教育手当についても支援の拡充を念頭に、財源を含む制度全般について見直しを検討してまいりたいと考えております。